

第15回弁理士制度小委員会における御指摘への対応について

**令和2年11月25日
特許庁**

委員からの御指摘一覧

| 番号 | 内容 | 委員 | スライド番号 |
|----|---|-------------|-----------------|
| ① | 種苗の多くは公的機関で開発されているが、知的財産への対応が追いついていない。そのため、公的機関からも意見を聞く機会を設けるべきではないか。 | 高倉委員 | スライド 2～7 |
| ② | 家畜資源に係る不正競争についても、弁理士の業務範囲として検討するべきではないか。 | 青木委員 | スライド 8 |
| ③ | 中小企業に強い弁理士の割合（全体の17%）に基づいて必要とされる弁理士数の過不足を議論するのが適切か検討すべき。 | 南委員 | スライド 9 |
| ④ | 参考資料 2 で示された中小企業を母数とする統計は、どのような集団からサンプリングしたものなのか。知的財産の意味すら分かっていない潜在的なユーザーはこの統計で拾えているのか。 | 南委員 | スライド 10 |
| ⑤ | 中小企業が弁理士を活用できていない理由をもう少し細かく分析すべき。課題が見えにくい。 | 伊東委員 | スライド 11 |
| ⑥ | 日本弁理士会のこれまでの取組について効果検証をすべき。 | 蘆立委員 南委員 | 日本弁理士会にて 御対応 |
| ⑦ | 弁理士ナビの専門分野の検索条件として地理的表示（GI）も追加すべき。 | 南委員 | 日本弁理士会にて 御対応 |

御指摘①について（1 / 6）

種苗の多くは公的機関で開発されているが、知的財産への対応が追いついていない。そのため、公的機関からも意見を聞く機会を設けるべきではないか。



- 農業分野の公的機関に対して、知的財産への対応等に関する下記（1）調査研究及び（2）アンケート調査を過去に実施済み。
- 公的機関に対する下記（3）ヒアリングも新たに実施。

（1）平成30年度特許庁調査研究

公的機関及び農業試験場から、組織における知的財産管理（品種登録の状況、特許の登録状況、弁理士との関わりや活用）等を聴取。

（2）令和2年度自治体向けアンケート調査

農業試験場などの地方自治体関連機関に対して、特許庁作成アンケートを農水省と日本弁理士会協力のもと、日本弁理士会から発出・回収。

（3）公的機関へのヒアリング

公的機関から、知的財産管理の状況や弁理士への期待を聴取。

御指摘①について（2 / 6）

（1）平成30年度特許庁調査研究（1 / 2）

平成30年度特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究」において、公的機関及び農業試験場に対して、組織における知的財産管理（品種登録の状況、特許の登録状況、弁理士との関わりや活用）等を聴取。

➤ 公的機関からのヒアリング調査結果

- ✓ 特許や品種については、多くの人に利用してもらえるようにという配慮から、原則として、防衛出願は行っていない。特許や品種登録は国内、海外ともに出願を行っているが、海外の出願については、予算の制約もあるため、必要なものを絞って行っている。
- ✓ 品種登録については、これまで国内が多いが、海外への品種の流出が問題視されるようになり、2年前より農林水産省の補助事業を活用して申請を行うようになった。
- ✓ 中国ばかりではないが、現地の弁理士は種苗には必ずしも詳しくはないため、いろいろ探していただいている。一方、中国では国が23の代理機関を認定しているという話を聞いたことがあり、これらの代理人を通じて、手続をしていると思う。
- ✓ 品種登録の出願書類については、特許出願ほど複雑なものではない。品種登録の出願書類とともに、種子であれば1,000粒、苗であれば20～40株を種苗管理センターへ提出し、そこで品種特性のデータを収集する「栽培試験」を行い、国がその結果を元に審査・登録する。栽培試験は通常1年から2年を要する。

御指摘①について（3 / 6）

（1）平成30年度特許庁調査研究（2 / 2）

➤ 農業試験場からのヒアリング調査結果

- ✓ 県の農業試験場においては、品種登録は業務として実施するため、代理人を使うことはない。新品種の開発する作物としては、各県の特産品や気象条件、国内の競合条件を考慮し、概ね10年ほどで新品種ができるような計画を策定する。
- ✓ 各県の予算で品種開発を行っているということと、生産地の農家を保護するという観点から、新品種を県外に供与するということはあまり行われていない。ただし、産地拡大を狙うという観点で他県へも種苗を供与することもある。一方、国内の競合産地が少ない花きの一部品種では、海外に種苗を供給し、グローバルに販売するというアプローチを実施するケースもある。
- ✓ 農産品については、地方の特産品のブランド競争が激化している中で、海外への輸出の観点から見ると、日本の農産物の競争力が落ちてきている。ニュージーランドのゼスプリ（キウイフルーツ）やオーストラリアの高級リンゴ（ピンクレディ）のようなグローバルでの生販販売戦略を構築し、我が国の農産物のブランド力、競争力を高めていく必要がある。
- ✓ 先述の産地間競争とも関連するが、今後は、農林水産分野における地域ごとの協調領域（観光資源の活用や All Japan としてのブランド化）についての戦略も重要になってくると考えられる。

御指摘①について（４／６）

（２）令和２年度自治体向けアンケート調査（１／２）

農水省と日本弁理士会協力の下、都道府県に対し、特許庁作成アンケートを日本弁理士会から送付。（アンケート実施について同意を得られた自治体にのみアンケートを送付。）

実施期間：令和2年6月1～25日、回答数：12（送付数：19）

➤ アンケート結果概要

① 農業試験場などの自治体関連機関において、知財に関して弁理士にはどのような業務を依頼していますか。

- 特許出願に関する手続（８者）
- 商標出願に関する手続（４者）
- 品種出願に関する手続（３者（２者は明示的に海外関係と記載））
- 営業秘密関係（１者）
- 知財全般の出願に関する手続（１者）

② 農業試験場などの自治体関連機関において、外部人材（機関）として弁理士を活用している場合、弁理士をどう評価していますか。

- ５段階評価で平均４.４点と満足している結果。

御指摘①について（5 / 6）

（2）令和2年度自治体向けアンケート調査（2 / 2）

▶ アンケート結果概要

- ③ 農業試験場などの自治体関連機関において、農林水産品関連の知財に関して、今後強化を進める予定ですか。仮に強化する予定の場合、どのような取組をする予定ですか。

| | |
|------------------|---|
| <p>品種</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現在登録出願中である（海外9件）</u> ・<u>中国における登録品種侵害について対応中</u> ・<u>県育成品種の育成状況に応じて品種登録を実施</u> ・<u>県育成品種の流出防止のため海外での品種登録をすすめる</u> ・<u>果樹について中国、韓国への品種登録を増やしたい</u> ・現状のとおり/特に予定はない（4都道府県） |
| <p>特許</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現在登録出願中である（国内5件、海外1件） ・<u>県開発技術の開発状況に応じて特許取得を実施</u> ・現状のとおり/特に予定はない（3都道府県） |
| <p>商標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現在登録出願中である（国内1件） ・<u>県育成品種の販売戦略に応じて商標取得を実施</u> ・<u>果樹についてシンガポールへの商標登録を増やしたい</u> ・特に強化の予定なし |

御指摘①について（6 / 6）

（3）公的機関へのヒアリング

公的機関から、知的財産管理の状況や弁理士への期待を聴取。

回答受領日：令和2年11月17日

① 知的財産管理の状況

- ✓ 研究開発の企画・立案段階から研究開発成果の商品化・実用化及び利活用を見据えた知的財産マネジメントの取組を加速化させるため、平成30年に司令塔機能を強化した知的財産部を新たに設置。
- ✓ 明確な知財戦略に基づく知財確保と活用拡大を図る「知的財産戦略室」を新設し、また知的財産権の取得、許諾及び管理に関する業務を行う「知的財産課」と一体となって運用。

② 弁理士に期待すること

- ✓ 特許・品種について、出願及び権利化に必要な法制度の知識があり、その知識を出願人に適切に情報提供し、権利化のために指導・助言を行うことを期待する。
- ✓ 品種については、栽培試験用種苗を出願国に送付することが最大の重要事項・懸念事項であることから、植物防疫に関する知識や出願国における栽培試験の実施者等の情報を収集し、出願人に提供すること、更に、適切な栽培管理がなされるよう現地と連携を図り、登録に導くことを期待する。

御指摘②について

家畜資源に係る不正競争についても、弁理士の業務範囲として検討するべきではないか。



家畜遺伝資源（家畜人工授精用精液等）に係る不正競争の防止に関する法律の概要

（1）背景

知的財産としての価値を有する家畜遺伝資源の成果冒用行為は、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれがあり、家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要があった。

（2）法律の概要

- ✓ 不正競争行為の定義：家畜遺伝資源に対する所定の成果冒用行為を不正競争として類型化
- ✓ 民事上の救済措置の整備：家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、差止請求、損害賠償請求等の措置を整備
- ✓ 刑事罰による抑止：家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入

（3）施行日：**令和2年10月1日**

- 同法の保護対象である家畜遺伝資源は、情報ではなく家畜遺伝資源事業者が扱う有体物であり、その保護に弁理士が有効に関与し得るかは不透明。
- 施行日からある程度時間が経過した後に、畜産家等の弁理士へのニーズや弁理士業務への追加の必要性について分析する必要がある。

⇒ 弁理士業務への追加については今後必要性を見極めて検討。

御指摘③について

中小企業に強い弁理士の割合（全体の17%）に基づいて必要とされる弁理士数の過不足を議論するのが適切か検討すべき。



➤ 御指摘を踏まえ、最終報告書等ではニュートラルな記載とする。

御指摘④について

参考資料 2 で示された中小企業を母数とする統計は、どのような集団からサンプリングしたものなのか。知的財産の意味すら分かっていない潜在的なユーザーはこの統計で拾えているのか。



- 御指摘のとおり、第15回弁理士制度小委員会・参考資料 2 における「中小企業」の数値は、以下に示すとおり、いずれも過去に出願経験のある企業を対象としたアンケートにより得られたものであり、潜在的なユーザーは拾えていない。
 - 参考資料 2 の 4 ページ「中小企業の知財活動の現状」の対象企業は、過去3年間に産業財産権を出願した中小企業10,000社。
 - 参考資料 2 の 7 ページ「中小企業が弁理士に依頼している業務」、8 ページ「弁理士業務に対する中小企業の満足度」、及び 9 ページ「弁理士の経営支援についての能力」中の対象企業は、過去に3件以上特許出願をしたことのある企業からランダムに抽出した3,000社（大企業1200社、中小企業1800社）。

御指摘⑤について

中小企業が弁理士を活用できていない理由をもう少し細かく分析すべき。課題が見えにくい。



- 中小企業が弁理士を活用できない具体的な理由を事務局が直ちに把握する事は困難。
- そのため、櫻井委員から、御自身の経験を基に、中小企業が弁理士を活用できない理由を第16回弁理士制度小委員会にて御紹介いただくこととしたい。

御指摘⑥及び⑦について

日本弁理士会のこれまでの取組について効果検証をすべき。
弁理士ナビの専門分野の検索条件として地理的表示（GI）も追加すべき。



日本弁理士会にて御対応